

特定非営利活動法人 D x P 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人D x Pという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、若者が広義での社会的弱者、狭義でのニートになってしまうことを予防するために、様々な職業・年代の人々との交流を深める授業を通して、自分自身の持っている可能性に気づき、将来的に直面しうる困難を乗り越えるための自ら考え、動き、解決する 自律する力 を身につけられる事業を行い、ひとりひとりの若者が自分の未来に希望を持てる社会の形成を目指すことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下 法 という。）第2条別表の内、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 若者が教育機関を卒業後に社会的弱者になることを予防する為のキャリア教育支援事業
- (2) 若者を取り巻く問題の現状理解を目的とした講演活動及びイベント事業
- (3) 若者が教育機関を卒業後に就労を通じた社会的自立を図る為の就労支援事業
- (4) 若者が社会的自立を行うための能力開発・職業体験事業
- (5) 若者の生活支援の為のシェアハウスやその他スペースの運営に関する事業
- (6) 若者のビジネス支援の為のコワーキングスペース等の機会提供サービス業
- (7) 若者のビジネス支援の為の物品・サービス等の販売業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。
 - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 4 理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) その他この定款に定める事業及び運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第 13 条第 3 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 22 条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わるできない。
(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議するべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 入会金及び会費の額

(5) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) 事務局の組織及び運営

(7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、インターネット会議による会議も有効とし、審議及び表決することができる。この場合、その時のログを議事録に添付することとする。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第40条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 第39条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 理事長は、毎事業年度終了後速やかに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第49条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第9章 雑則

(公告)

第50条 この法人の公告は官報により行う。

ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

入会金 0円 会費 年額 5,000円

(2) 賛助会員

入会金 0円 会費 年額 5,000円

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成25年6月30日までとする。

(1) 理事長

氏名 今井 紀明

(2) 副理事長

氏名 朴 基浩

(3) 理事

氏名 田中 佑弥

(4) 監事

氏名 毛受 芳高

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

6 第50条ただし書きの規定は、法第28条の2第1項の規定の施行の日から施行する。

2021年度 貸借対照表

2022年3月31日現在

認定特定非営利活動法人DxP

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	107,828,352		
売掛金	940,000		
未収収益	8,317,709		
仮払金他	0		
流動資産合計		117,086,061	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
附属設備	350,597		
有形固定資産計	350,597		
(2) 無形固定資産			
-	0		
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
差入保証金	0		
特定資産	1,591,704		
投資その他の資産計	1,591,704		
固定資産合計		1,942,301	
資産合計			119,028,362
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,124,471		
未払法人税	70,000		
預り金	1,940,161		
前受金	15,000,000		
短期借入金	0		
流動負債合計		25,134,632	
2. 固定負債			
長期借入金	31,888,000		
固定負債合計		31,888,000	
負債合計			57,022,632
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		11,116,035	
指定正味財産増減額		0	
一般正味財産増減額		0	
当期正味財産増減額		50,889,695	
正味財産合計			62,005,730
負債及び正味財産合計			119,028,362

令和3年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人 DXP

令和4年 3月 31日現在

科 目	金額 (単位：円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
手元銀行	298,132	
普通預金 (三菱UFJ銀行 大阪京橋支店)	55,226,062	
普通預金 (楽天銀行 第二営業支店)	39,711,421	
普通預金 (大阪商工信用金庫 本店営業部)	232,175	
当座預金 (ゆうちょ銀行)	11,260,711	
普通預金 (楽天第一支店)	994,007	
普通預金 (りそな銀行 大手支店)	0	
普通預金 (みずほ信託)	4	
普通預金 (近畿労働金庫 大阪中央支店)	5,840	
定期預金 (近畿労働金庫 大阪中央支店)	100,000	
売掛金 (教育・講演事業等)	940,000	
未収入金 (受取寄付金他)	8,317,709	
保証金	0	
流動資産合計		117,086,061
2 固定資産		
付属設備	350,597	
差入保証金	1,591,704	
特定資産 (楽天銀行)		
固定資産合計		1,942,301
資産合計 (A)		119,028,362
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金 (人件費他)	8,124,471	
未払法人税等	70,000	
預り金 (社会保険料、源泉所得税)	1,940,161	
前受金	15,000,000	
短期借入金	0	
流動負債合計		25,134,632
2 固定負債		
長期借入金	31,888,000	
固定負債合計		31,888,000
負債合計 (B)		57,022,632
正味財産 (A) - (B)		62,005,730

2021年度 活動計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

認定特定非営利活動法人DxP

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	60,000	
賛助会員受取会費	0	60,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	143,712,335	143,712,335
3. 受取助成金等		
受取助成金	37,741,100	37,741,100
4. 事業収益		
教育支援事業収益	4,543,810	
講演活動事業収益	1,122,320	5,666,130
5. その他収益		
受取利息、他	124,044	124,044
経常収益計		187,303,609
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	45,358,975	
法定福利費	5,924,945	
	51,283,920	
(2) その他経費		
福利厚生費	27,837	
旅費交通費	1,746,196	
消耗品・備品費	282,069	
新聞図書費	336,886	
賃借料	2,257,118	
通信費	3,126,532	
印刷製本費	815,523	
水道光熱費	0	
交際費	243,717	
租税公課	13,700	
減価償却費	416,463	
保険料	0	
謝金	22,000	
雑費	0	
業務委託料	9,793,487	
支払利息	0	
広告宣伝費	1,603,539	
諸会費	244,800	
支払手数料	6,124,049	
会議費	457,569	
研修費	94,090	
雑損失	2,325	
修繕費	0	
給付支援費	39,857,566	
法人税等	0	
事業費計	67,465,466	118,749,386

2.管理費			
(1) 人件費			
給料手当	9,425,308		
法定福利費	1,619,956		
	11,045,264		
(2) その他経費			
福利厚生費	73,411		
旅費交通費	12,203		
消耗品・備品費	354,614		
新聞図書費	3,080		
賃借料	356,693		
通信費	198,105		
印刷製本費	336,253		
水道光熱費	217,855		
交際費	4,935		
租税公課	3,560		
減価償却費	7,737		
保険料	11,248		
謝金	0		
雑費	0		
業務委託料	2,690,600		
支払利息	229,884		
広告宣伝費	647,350		
諸会費	25,000		
支払手数料	1,189,333		
会議費	2,905		
研修費	184,000		
雑損失	0		
修繕費	0		
法人税等	0		
給付支援費	0		
管理費計	6,548,766	17,594,030	
経常費用計			136,343,416
当期経常増減額			50,960,193
III 経常外収益			
-		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
-		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			50,960,193
法人税、住民税及び事業税			70,498
当期正味財産増減額			50,889,695
前期繰越正味財産額			11,116,035
指定正味財産増減額			0
一般正味財産増減額			0
次期繰越正味財産額			62,005,730

※今年度はその他の事業を実施していません。

令和3年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人 DXP

令和4年 3月 31日現在

科 目	金額 (単位:円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
手元銀行	298,132	
普通預金 (三菱UFJ銀行 大阪京橋支店)	55,226,062	
普通預金 (楽天銀行 第二営業支店)	39,711,421	
普通預金 (大阪商工信用金庫 本店営業部)	232,175	
当座預金 (ゆうちょ銀行)	11,260,711	
普通預金 (楽天第一支店)	994,007	
普通預金 (りそな銀行 大手支店)	0	
普通預金 (みずほ信託)	4	
普通預金 (近畿労働金庫 大阪中央支店)	5,840	
定期預金 (近畿労働金庫 大阪中央支店)	100,000	
売掛金 (教育・講演事業等)	940,000	
未収入金 (受取寄付金他)	8,317,709	
保証金	0	
流動資産合計		117,086,061
2 固定資産		
付属設備	350,597	
差入保証金	1,591,704	
特定資産 (楽天銀行)		
固定資産合計		1,942,301
資産合計 (A)		119,028,362
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金 (人件費他)	8,124,471	
未払法人税等	70,000	
預り金 (社会保険料、源泉所得税)	1,940,161	
前受金	15,000,000	
短期借入金	0	
流動負債合計		25,134,632
2 固定負債		
長期借入金	31,888,000	
固定負債合計		31,888,000
負債合計 (B)		57,022,632
正味財産 (A) - (B)		62,005,730

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日、2017年12月12日最終改正NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却をしています。

(2) 事業費と管理費の按分方法

事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び法定福利費、旅費交通費、減価償却費等については従事割合に基づき按分しています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 用途等が制約された寄付等の内訳

用途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。

内容	21年度期首残高	当期増加額	当期減少額	21年度残高期末
ワールドチャレンジ	1,591,704	0	0	1,591,704
	1,591,704			1,591,704

3. 固定資産の増減内訳

内容	期首取得価額	取得	減少	取得期末価額	減価償却累計額	帳簿期末価額
有形固定資産	0	0	0	0	0	0
付属設備	403,851	0	0	403,851	-53,254	350,597
工具器具備品	0	0	0	0	0	0
投資その他の資産	0	0	0	0	0	0
差入保証金	0	0	0	0	0	0
特定資産	1,591,704	0	0	1,591,704	0	1,591,704
	1,995,555	0	0	1,995,555	-53,254	1,942,301

4. 借入金を増減内訳

内容	21年度期首残高	当期借入	当期返済	21年度残高期末
長期借入金	38,776,000	0	-6,888,000	31,888,000